東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資する ボランティア活動応援補助金交付要綱の制定について

1 概 要

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるもの。

2 内容等

- (1) 補助対象活動
 - ア 市内における新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に資する活動
 - イ 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大に伴う市民生活への影響の軽減に資する活動 <実施例>
 - ・ マスクを縫製し、地域や学校、施設などへの配布
 - ・ Webを活用した、子どものための学習、運動などの支援(教材づくり、簡単な運動の紹介など)
 - ・ 食事が困難な方への配食の支援(子ども食堂など)
 - ・ 高齢者、障害者に対する必要物資の買い物の支援
 - ・ 外出自粛で人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援
 - ・情報やメッセージを伝える活動 など ※感染拡大防止のための3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の行動を避け、その他の感 染防止策が措置される活動を対象
- (2) 対象団体
 - ア NPO、ボランティアサークルなどの非営利公益活動団体
 - イ 住民自治組織、女性会、老人クラブ、子ども会、各種サークル
 - ウ 市内大学の学生サークル など ※ただし、企業、個人は除く
- (3) 補助対象活動となる経費
 - ア 材料費、教材費
 - イ 活動に必要な交通費 (ガソリン代含む)
 - ウ 動画掲載のために必要なウェブサイト掲載料
 - エ 動画の出演者(講師)に対する謝金
 - オ 配食支援を行うための食材費
 - カ チラシなどの印刷代
 - キ 郵便料金(作成したマスク等の送料など)
 - ク ボランティア活動保険の保険料 など
- (4) 補助金の額

補助対象活動となる経費の合計額(上限額10万円)

3 施行日

令和2年5月18日